

湿地の登録

Q & A よくある質問

湿地の登録を進めよう

- 1** 美しい湿地、生き物が豊かな湿地について調べ、活動する
1) 自然・社会環境について調査
2) 保全・賢明な利用のための活動の実施
- 2** 地域で人々の合意を作る
1) 登録に必要な条件の確認
2) 住民、農林漁業者などとの間での合意形成
3) 自治体での意思決定
- 3** 都道府県、市町村から政府（環境省）に要請
- 4** ラムサール条約事務局へ通知
- 5** ラムサール条約事務局が登録簿に掲載
- 6** 国内外とのネットワーク活動

Q ラムサール条約に登録されると、地元にとって何か得になることはありますか？

A 多くのメリットがあります。「国際的に重要な湿地」と認められ、国内外から注目されます。例えば、観光やレクリエーション、学校教育、地域の生涯学習の場として活用されます。また、ラムサール条約湿地での賢明な利用の産物として、地域の水産物や農産物に、ラムサール・ブランドという価値が加わることも期待されます。

Q ラムサール条約湿地になっても、漁業活動（ノリ、モズク、アサリ、シジミ、エビ、カニ漁など）はこれまで通りできますか？

A 漁業活動は規制されません。

Q ラムサール条約湿地になっても、潮干狩りはできますか？

A できます。

Q ラムサール条約湿地になっても、農業活動はこれまで通りできますか？

A 農業活動は規制されません。

Q ラムサール条約湿地になって、野生生物の保護をするのはいいことですが、鳥や獣が増えて、農業や漁業の被害が大きくなることはありませんか？

A 鳥獣が農業や漁業に被害を及ぼす場合には、許可を得て捕獲することも可能です。

Q ラムサール条約湿地になって、野生生物の保護をするのはいいことですが、鳥や獣が増えて、農業や漁業の被害が大きくなることはありませんか？

A 鳥獣が農業や漁業に被害を及ぼす場合には、許可を得て捕獲することも可能です。

Q ラムサール条約湿地になると新たな規制がかかるのですか？

A 日本では、ラムサール条約に登録される湿地は、自然環境の保全を図るため、あらかじめ、国内法に基づき、国指定鳥獣保護区や国立公園または国定公園などの保護地域に指定されます。これらの保護地域であることによる国内法に基づく規制はかかりますが、ラムサール条約湿地となることによる追加的な規制はありません。

Q ラムサール条約湿地になると、漁業や農業のための施設もすぐにつくれなくなるのですか？

A 規制の内容は国内法に基づく保護地域の種類によって異なります。国指定鳥獣保護区の場合は、例えば、作業小屋などの小規模な施設の設置については、許可は必要ありません。

Q ラムサール条約に登録されると、国が土地を買い上げてくれますか？

A 国指定鳥獣保護区特別保護地区などでは、国による買い上げ制度がありますが、予算の関係上、すべてを国が買い上げることは難しい状況です。

国際的に重要な湿地に関する

ラムサール条約



発行・問合せ先：環境省自然環境局野生生物課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-5521-8284 FAX：03-3581-7090 メールアドレス：shizen_yasei@env.go.jp

編集：株式会社 東邦プラン

協力・写真提供者：岡本洋典、角野康郎、工藤孝浩、三条光司、鈴木孝男、太齋彰浩、花田正孝、風呂田利夫、釧路国際ウェットランドセンター、(公財)世界自然保護基金(WWF)ジャパン、(公財)日本鳥類保護連盟、(公財)日本野鳥の会、(一社)全日本狩猟倶楽部、(一社)大日本猟友会、日本雁を保護する会、日本湿地ネットワーク、日本白鳥の会、(一社)水生生物保全協会

禁 無断転載 改2020.02

この印刷物は再生紙を使用しています